

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月15日
【中間会計期間】	第21期中（自2024年3月1日 至2024年8月31日）
【会社名】	株式会社ティムス
【英訳名】	TMS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 拓朗
【本店の所在の場所】	東京都府中市府中町一丁目9番地
【電話番号】	042-307-7480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 伊藤 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都府中市府中町一丁目9番地
【電話番号】	042-307-7480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 伊藤 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 中間会計期間	第21期 中間会計期間	第20期
会計期間	自 2023年 3月 1日 至 2023年 8月 31日	自 2024年 3月 1日 至 2024年 8月 31日	自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日
営業収益 (千円)	-	-	-
経常損失 () (千円)	342,149	451,834	943,395
中間(当期)純損失 () (千円)	342,624	477,820	960,040
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,161,988	1,510,014	1,506,650
発行済株式総数 (株)	36,594,880	40,328,867	40,304,367
純資産額 (千円)	3,376,358	2,988,267	3,457,065
総資産額 (千円)	3,437,597	3,087,337	3,554,754
1株当たり中間(当期)純損失 () (円)	9.37	11.85	26.02
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	98.1	96.3	96.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	336,694	409,597	822,814
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,695	29,172	3,356
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,997	918	688,133
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	3,248,275	3,008,779	3,446,630

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況

(経営成績)

当社は、前事業年度に臨床パイプラインが1本から3本に増加いたしました。当中間会計期間(2024年3月1日～2024年8月31日)においては、パイプラインの着実な開発進展と、社内・社外両方のソースによるパイプラインの更なる拡大に取り組んできた結果、前臨床段階のパイプラインを1つ新たに追加するに至りました。各パイプラインの概況は次のとおりです。

TMS-007関連の活動

急性期脳梗塞を適応症とするTMS-007(JX10)は、プラスミノゲンの立体構造変化を介した血栓溶解による血流再建と、可溶性エボキシドヒドロラーゼ阻害を機序とする抗炎症作用に基づく虚血再灌流障害及び出血転換の抑制というメカニズムを併せ持っており、単剤で「血流再建」と「虚血再灌流障害抑制」の双方の治療戦略に対応する薬剤候補です。そのため、t-PA等の薬剤及び薬剤候補物質に対する優位性があると考えられます。

当社が日本国内で実施した前期第 相臨床試験において、TMS-007は良好な結果を収めております。現在、急性期脳梗塞治療薬として認可されている唯一の血栓溶解剤t-PAには、頭蓋内出血を助長する副作用のリスクがあることが知られております。この副作用リスクを軽減するため、t-PAの使用は原則として発症後4.5時間以内に制限されています。これに対して、出血リスクが低いと想定されるTMS-007の前期第 相臨床試験においては、発症後12時間まで(TMS-007群の平均9.5時間)被験者を組み入れました。その結果、プラセボ群では米国国立衛生研究所脳卒中スケール(NIHSS)4以上の悪化を伴う症候性頭蓋内出血の発生頻度が2.6%(1/38)であったのに対して、TMS-007群では0%(0/52)であり、TMS-007の安全性が示されました。また有効性においても、生活自立度を評価するモディファイド・ランキン・スケール(mRS)のスコアのゼロ(全く症候がない)又は1(症候はあっても明らかな障害はない)への転帰率において、TMS-007は統計的な有意差を伴う有効性を示し、急性期脳梗塞のゴールド・スタンダード・エンドポイントを達成しております。

なお、現在当社は、TMS-007の日本における独占的な開発販売権と、日本を除く全世界における開発・販売に対するマイルストーン一時金及びロイヤリティを受領する権利を、JIXING(Ji Xing Pharmaceuticals (Hong Kong) Limited) から得ています。

当中間会計期間においては、JIXINGを主体として実施されている、次相臨床試験開始準備に協力してまいりました。なお、当社においては、2025年3月を目途にJIXINGより進捗状況の発表があると想定しております。

SMT化合物関連の特許としては、「脳出血を治療又は予防するための薬剤及び該薬剤を用いて脳出血を治療又は予防する方法」について、2024年5月に日本で特許成立いたしました(米国では2023年12月に特許成立)。

JIXINGは、2024年11月より社名をCORXELに変更する予定です。

JX09関連の活動

JX09は、治療抵抗性又はコントロール不良の高血圧患者さんの治療を適応とした、経口の低分子アルドステロン合成阻害剤です。アルドステロン合成酵素阻害剤においては、アルドステロン合成酵素であるCYP11B2のみを選択的に阻害し、類似した構造を持つCYP11B1(コルチゾール合成酵素)を阻害しないことが重要と考えられていますが、JX09はCYP11B2に対する高い選択性を示しており、ベスト・イン・クラスの可能性があると考えられます。

JX09について、当社は、JIXINGより日本における独占的な開発販売権を許諾されています。現在、JIXINGによりオーストラリアにおいて第 相臨床試験が実施されており、当社は、今後日本での臨床試験を実施することにより、グローバル治験の一翼を担う計画を検討しています。

TMS-008関連の活動

急性腎障害及びがん悪液質を適応症と想定し開発を進めているTMS-008については、血栓溶解作用をほとんど持たず、sEH阻害による抗炎症作用を有するSMT化合物です。炎症性疾患を標的として広範な適応症が期待できると考えられます。

当社は、JIXINGよりTMS-008における特定の適応に関して、全世界における独占的な開発販売権の許諾を得ています。

当中間会計期間においては、当社は第 相臨床試験の投与開始に向けた準備を進め、6月19日に第1例目投与を実施し、8月にコホート2の投与が完了しております。現時点において懸念点は発生しておらず、第 相臨床

試験は順調に進捗しております。本治験は、TMS-008のFirst in Human試験として、薬物動態・薬物力学・安全性等を評価する目的で、健康な成人男性を対象としてTMS-008を漸増的に投与するものです。

TMS-010関連の活動

脊髄損傷を適応症とし、2022年7月に北海道大学とオプション契約を締結して評価を行ってきたシーズについて、本年7月3日に同大学との間でライセンス契約を締結し、当社のパイプラインにTMS-010として追加いたしました。当社は当該ライセンス契約により全世界における独占的な開発販売権を取得しております。

脊髄損傷は、運動麻痺・感覚麻痺・排尿排便障害などに至ることがある重篤な疾患ですが、未だ効果的な薬剤がない状況にあります。北海道大学で見出された当該治療薬候補化合物は、血液脳脊髄関門（BBSCB：Blood-brain spinal cord barrier）の破綻を防ぐことで、脊髄の二次損傷を抑制する神経保護作用が期待できます。

当中間会計期間においては、当社は臨床試験入りを目指し、GLP試験等必要な非臨床試験及びPh1試験に向けてGMP製造レベルの製剤の開発を進めるとともに、臨床試験計画の策定を始めました。

パイプラインの拡充に関する活動

当社は、当中間会計期間において、社内プログラム及び社外プログラムの2つの軸において、パイプラインの拡充を図るための研究開発活動を積極的に推進しました。

社内プログラムにおいては、当社がこれまでSMTP化合物の研究開発によって培った可溶性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）阻害に関する知識と経験を活かし、AIを活用した化合物生成による創薬の最適化や天然物ライブラリーのスクリーニングを含む複数のアプローチを活用し、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を行いました。その中から有望な候補化合物を取得し、当該化合物の評価を進めました。また、TMS-008の開発対象となる適応の追加についても検討を進めました。社外プログラムにおいては、アカデミア等の研究機関や創薬企業等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価を継続しました。前述に記載のTMS-010の他に、同じく北海道大学と独占評価を実施中のシーズについて、様々な観点からの評価活動を着実に実施しました。

以上の活動の結果、当中間会計期間における営業費用は、TMS-008をはじめとする研究開発費として314,515千円を、その他の販売費及び一般管理費として137,724千円を計上したことから、合計では452,240千円となりました。

これらの結果、営業損失は452,240千円（前年同期は営業損失345,107千円）、経常損失は451,834千円（前年同期は経常損失342,149千円）、中間純損失は477,820千円（前年同期は中間純損失342,624千円）となりました。

なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績については記載を省略しております。

（財政状態）

（資産）

当中間会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ467,416千円減少し、3,087,337千円となりました。これは主に、営業費用等の支出により、現金及び預金が437,851千円減少したことによるものであります。

（負債）

当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ1,380千円増加し、99,069千円となりました。これは主に、未払計上した前事業年度分経費の支出により未払金が17,777千円減少した一方で、TMS-008臨床試験費用等の増加に伴い委託先等への未払費用が18,954千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ468,797千円減少し、2,988,267千円となりました。これは主に、中間純損失477,820千円を計上したことに伴う利益剰余金の減少によるものであります。

（キャッシュ・フローの状況）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ437,851千円減少し3,008,779千円となりました。当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動に使用した資金は、409,597千円（前年同期は336,694千円の支出）となりました。これは主に、税引前中間純損失の計上によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動に使用した資金は、29,172千円(前年同期は1,695千円の支出)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動により獲得した資金は、918千円(前年同期は1,997千円の収入)となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入によるものです。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発費の総額は314,515千円であります。
 なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」を参照ください。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または増資により資金調達しております。当中間会計期間中に、重要な資金調達は行っておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

技術導入・特許譲受に関する契約

契約相手方名 (国名)	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人 北海道大学 (日本)	実施許諾契約	2024年7月3日	契約締結日から関連する特許権の消滅する時まで	TMS-010の全世界における独占的实施許諾及びその対価について定める契約

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,328,867	40,330,067	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株とな っております。
計	40,328,867	40,330,067	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2024年10月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
新株予約権の数	458個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 45,800株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2024年8月3日 至 2039年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 205.18円 (注)2 資本組入額 102.59円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権証券の発行時(2024年8月2日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 発行価格は、新株予約権の割当日における公正価額(1株あたり204.18円)と新株予約権の行使時の払込額(1株あたり1円)を合算しております。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）

新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

- (2) 本新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。
(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定される数とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

- ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ・新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年3月1日～ 2024年8月31日 (注)	24,500	40,328,867	3,363	1,510,014	3,363	1,759,513

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
大和日台バイオベンチャー投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	4,107,920	10.18
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタン レーMUF G証券株式会社)	1585 Broadway New Y ork, New York 1003 6, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタ ワー)	3,589,816	8.90
THVP-1号投資事業有限責任組 合	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468- 1	2,845,960	7.05
三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3-4	2,554,820	6.33
株式会社新日本科学	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438	1,433,320	3.55
ニッセイ・キャピタル9号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵 船ビルディング	1,375,580	3.41
BNY GCM CLIENT AC COUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LO NDON EC4A 2BB UNITE D KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	1,085,565	2.69
ニッセイ・キャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵 船ビルディング	1,015,700	2.51
JP JPMSE LUX RE JE FFERIES INTL LTD EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	100 BISHOPSGATE LON DON EC2N 4JL, UNITE D KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	855,700	2.12
蓮見 恵司	東京都府中市	804,000	1.99
計	-	19,668,381	48.76

(注) 1. 持株比率は、自己株式(10株)を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2024年2月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アールティーダブリュー・インベ
ストメンツ・リミテッドパートナーシップ(RTW Investments,LP)が2024年1月31日現在で以下の株式を保有し
ている旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができません
ので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アールティードブリュー・ インベストメンツ・リミ テッドパートナーシップ (RTW Investments,LP)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10014、 ニューヨーク、40・10番街、7階	3,659,487	9.09

3. 2024年4月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(特例対象株券等)において、ニッセイ・キャピタル株式会社が2024年3月29日現在で同社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合において以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数に基づき関連する投資事業有限責任組合の所有株式数を記載しております。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ニッセイ・キャピタル株式 会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵 船ビルディング	2,938,640	7.29
(内訳) ニッセイ・キャピタル7号 投資事業有限責任組合		1,259,800	
ニッセイ・キャピタル9号 投資事業有限責任組合		1,398,980	-
ニッセイ・キャピタル10号 投資事業有限責任組合		279,860	

4. 2024年7月23日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合が2024年7月16日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJキャピタル4号投 資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3番4号 三菱UFJキャピタル株式会社	2,702,920	6.71

(6)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,321,000	403,210	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 7,867	-	-
発行済株式総数	40,328,867	-	-
総株主の議決権	-	403,210	-

(注)「単元未満株式」の欄には、自己株式10株が含まれております。

【自己株式等】

2024年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)当社は、単元未満自己株式10株を保有しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当中間会計期間 (2024年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,446,630	3,008,779
貯蔵品	-	104
前渡金	32,658	27,289
前払費用	17,367	20,316
未収消費税等	54,925	27,675
流動資産合計	3,551,581	3,084,164
固定資産		
有形固定資産	0	0
投資その他の資産	3,172	3,172
固定資産合計	3,172	3,172
資産合計	3,554,754	3,087,337
負債の部		
流動負債		
未払金	32,853	15,076
未払費用	39,206	58,160
未払法人税等	14,195	11,706
賞与引当金	2,956	3,626
その他	8,478	10,500
流動負債合計	97,689	99,069
負債合計	97,689	99,069
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,506,650	1,510,014
資本剰余金	2,682,793	2,686,157
利益剰余金	744,106	1,221,927
自己株式	2	2
株主資本合計	3,445,335	2,974,242
新株予約権	11,729	14,025
純資産合計	3,457,065	2,988,267
負債純資産合計	3,554,754	3,087,337

(2) 【中間損益計算書】
【中間会計期間】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 3月 1日 至 2023年 8月 31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3月 1日 至 2024年 8月 31日)
営業収益	-	-
営業費用		
研究開発費	1 213,843	1 314,515
その他の販売費及び一般管理費	2 131,264	2 137,724
営業費用合計	345,107	452,240
営業損失()	345,107	452,240
営業外収益		
補助金収入	3,202	-
還付加算金	42	27
為替差益	-	365
その他	29	13
営業外収益合計	3,274	406
営業外費用		
為替差損	316	-
営業外費用合計	316	-
経常損失()	342,149	451,834
特別損失		
減損損失	-	25,511
特別損失合計	-	25,511
税引前中間純損失()	342,149	477,345
法人税等	475	475
中間純損失()	342,624	477,820

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	342,149	477,345
減価償却費	3,158	3,475
減損損失	-	25,511
賞与引当金の増減額(は減少)	154	670
株式報酬費用	2,932	8,104
補助金収入	3,202	-
棚卸資産の増減額(は増加)	125	104
前渡金の増減額(は増加)	8,122	5,368
未収消費税等の増減額(は増加)	28,500	27,250
未払費用の増減額(は減少)	8,890	18,954
未払金の増減額(は減少)	14,623	17,591
その他の資産・負債の増減額	14,357	2,940
小計	338,946	408,647
補助金の受取額	3,202	-
法人税等の支払額	950	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	336,694	409,597
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,695	29,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,695	29,172
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,000	918
その他	2	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,997	918
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	336,391	437,851
現金及び現金同等物の期首残高	3,584,667	3,446,630
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,248,275	3,008,779

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じる方法によって算出しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
外注費	103,332千円	146,208千円
給料手当	29,816千円	38,282千円

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
支払報酬料	39,181千円	39,742千円
役員報酬	31,750千円	32,650千円
租税公課	9,400千円	11,494千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金	3,248,275千円	3,008,779千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	3,248,275	3,008,779

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自2023年3月1日 至2023年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間会計期間(自2024年3月1日 至2024年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自2023年3月1日 至2023年8月31日)

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自2024年3月1日 至2024年8月31日)

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2023年3月1日 至2023年8月31日)	当中間会計期間 (自2024年3月1日 至2024年8月31日)
1株当たり中間純損失()	9円37銭	11円85銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	342,624	477,820
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失()(千円)	342,624	477,820
普通株式の期中平均株式数(株)	36,582,487	40,307,046
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2023年6月15日開催の取締役会決議による第8回新株予約権新株予約権の数 1,681個 (普通株式 168,100株)	2024年7月18日開催の取締役会決議による第9回新株予約権新株予約権の数 458個 (普通株式 45,800株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年10月15日

株式会社ティムス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 福田 日武
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティムスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第21期事業年度の中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティムスの2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。